

# 高知市成年後見 サポートセンターだより

第5号



## 第1回 市民後見人材バンク登録証授与式



市民後見人  
活動開始!

社会福祉法人高知市社会福祉協議会高知市成年後見サポートセンター(以下、センター)では、平成25年から27年度に市民後見人養成講座を開催し、130名が受講され105名が全講座を修了されました。平成29年度、修了者の中から市民後見人活動を希望される方が成年後見人としての心構えや支援の現場を実習し、このたび市民後見人候補者として14名(上記写真)が市民後見人材バンクに登録されました。



2名が市民後見人活動を開始しています！

# 市民後見人として 地域で活動してみませんか？

## 市民後見人とは？

市民後見人とは、成年後見制度における成年後見人を親族や専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士など）ではなく市民が受任し、成年被後見人に必要な支援を行うものです。

成年後見制度は平成12年から開始され、全国で約21万人が利用しています（平成29年12月末日時点）。制度が始まった当時、成年後見人となるのは子供や配偶者などの親族が大半でした。しかし、核家族化や親族間の疎遠化などにより、最近では専門職が成年後見人となることが多くなっています。

認知症の高齢者は今後も増加が予測されており、成年後見人の需要はますます高まっています。しかし専門職の数に限りがあることや、地域の支え合いづくりの観点から、近年では新たな成年後見人の担い手として、「市民後見人」が注目されています。

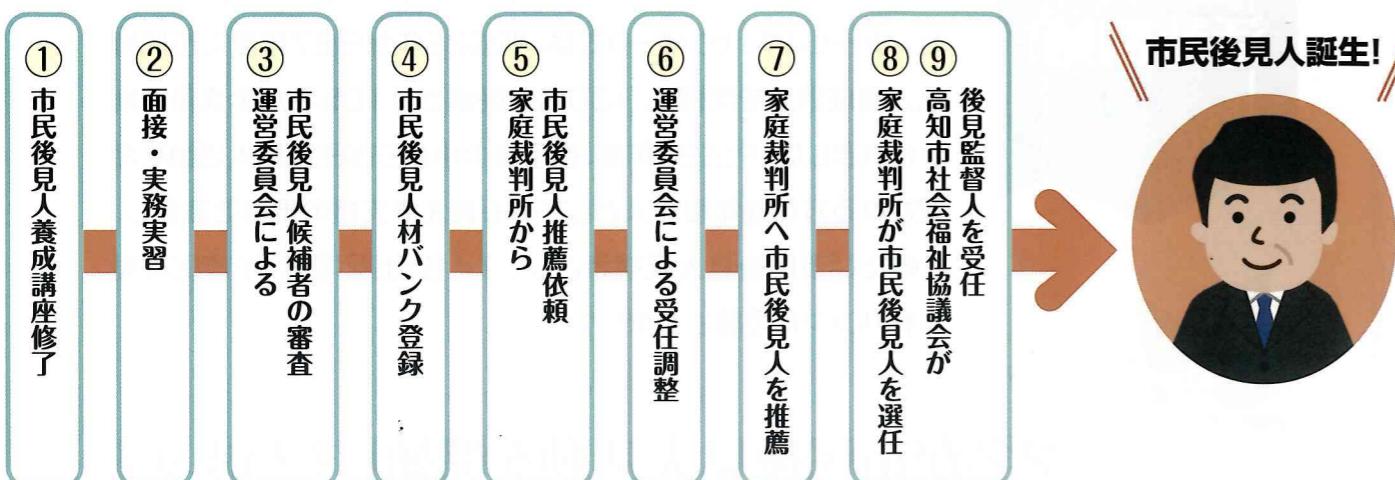
### 成年後見制度とは？

判断能力が不十分となった方について、家庭裁判所に申立てを行うことで本人を支援する成年後見人が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。この制度により、不動産や預貯金などの管理、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど本人を保護する行為が可能になります。



## 市民後見人になるには？

### 市民後見人になるまでの流れ①

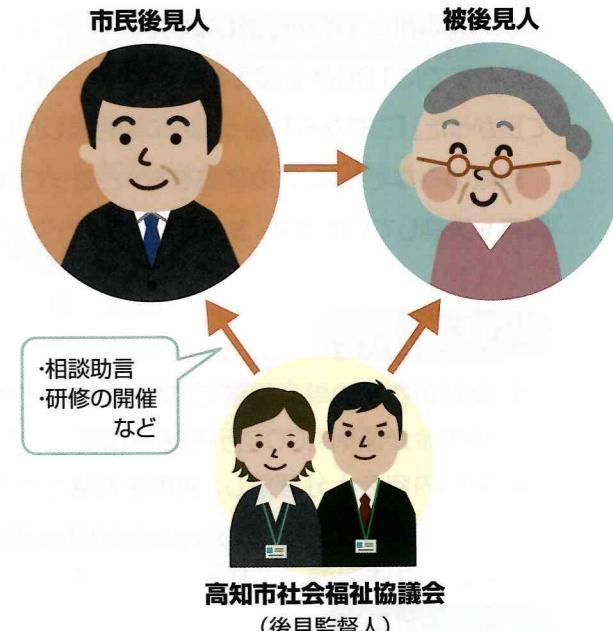


市民後見人になるために特別な資格や試験は必要ありません。

センターが開催する市民後見人養成講座を全講座修了（左下Ⓐ①）し、面接や実務実習（Ⓑ②）を行います。その後市民後見人候補者の審査（③）を経て、市民後見人候補者として市民後見人材バンクに登録します。（④）

市民後見人材バンクに登録後、家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼（⑤）を受けて、受任の調整（⑥）を行い、市民後見人材バンク登録者の中から適任と思われる方を推薦（⑦）します。家庭裁判所が市民後見人の選任（⑧）を行い、高知市社会福祉協議会が後見監督人を受任（⑨）することで、市民後見人の活動がスタートします！

市民後見人になった後は、センターが後見監督人として市民後見人の活動を支援するとともに、研修や勉強会を開催するなど市民後見人が安心して活動できるようバックアップします。



## 市民後見人養成講座はいつあるの？

# 市民後見人養成講座は、平成30年10月に開催予定です！

（詳細については高知市社会福祉協議会ホームページなどへ掲載します）

### 「市民後見人に期待すること」

市民後見人には、市民目線で被後見人等の権利擁護に寄与するという地域住民としての活動に期待します。

地域住民として見守りや訪問をすることで、被後見人との信頼関係が高められること、並びにニーズを素早く把握することによって、生活支援に繋げることが可能になります。

家庭裁判所へ後見人等候補者として名簿登録している登録者の皆様は全員社会貢献に対するモチベーションが高く、講座で学んだことを実際にいかすためにも、積極的に市民後見人受任にチャレンジしていただきたいです。一方、受任後は後見監督人の役割を担う社協や、関係する専門職のバックアップが重要になると思います。



高知市成年後見サポートセンター  
運営委員長 上村 幸雄 氏

成年後見・権利擁護の相談所を15年前に立ち上げ、独立型社会福祉事業所を営みながら高知県立大学や高知福祉専門学校で非常勤講師を延べ10年間勤める

もっと知つてほしい!

## これからあんしんサポート事業!

センターでは、頼れる親族がない一人暮らしの方を対象に、「これからあんしんサポート事業」を平成29年4月から開始し、1年が経過しました。

これまでに100件を超える相談が寄せられ、「今まで相談する先がなかったけど話を聞いてもらえる所ができて良かった」「これからも困った時には相談したい」となどのお言葉をいただいている。

地域のみなさんに、この事業をもっと知つていただくために、町内会やいきいき百歳体操の会場に出向き、出前講座を実施していきます。友人・知人同士の少人数の集まりにもお伺いします。お気軽に声かけください!

### 対象者

- 高知市在住の単身世帯で、頼る親族などがいない方
- 預貯金が原則1,000万円以下の方
- 契約内容を十分理解し、利用を希望される方

生活保護世帯の方は対象になりません。

### サービス内容

#### ①見守り支援

- 定期的な電話や訪問による状況確認

#### ②あんしんサービス1（判断能力がある時）

- 契約や医療の説明に同席
- 入院に必要な物品のお届け
- 入院中の医療費など必要な支払いの支援 など

#### ③あんしんサービス2（認知症などにより判断能力が低下したとき）

- 預託金による入院・入所費用の支払い
- 判断能力が低下後、困らないよう成年後見制度など適切な支援へのつなぎ

#### ④あんしんサービス3（お亡くなりになったとき）

死後事務委任契約公正証書に基づく支援

- 葬儀や埋葬の執り行いと費用の支払いを行います。
- 賃貸物件などの家財処分手続きや支払いを行います。

\*預託金とは\* 判断能力低下後の入院・入所の費用や葬儀代などを前もってお預かりし、必要時に支払います。

\*死後事務委任契約公正証書とは\* 死後のこと（葬儀・埋葬に関する事）・賃貸の家財処分の方法や支払いについて取り決めた公正証書を作成し、それに基づいて支援を行います。

### 利用料

● 年会費 6,000円

● あんしんサービス利用料 1,500円/1時間（あんしんサービス3は無料）

平成29年度

## 高知市成年後見 サポートセンター活動報告

### 市民後見人育成に関すること

- 市民後見人養成講座実習開催 8月28日～10月6日 修了者 ……14名
- 市民後見人材バンク登録者 ……14名
- 市民後見人受任件数 ……2件



◀実習の様子

### これからあんしんサポート事業

- 初期相談件数 ……122件
- 契約件数 ……2件

#### 相談例

（70歳 女性）

持ち家があり、亡くなったご主人との間に子供なし。兄妹は県外で頼れない。何かあった場合の保証人や亡くなった後が心配。

#### 預託金例

入院費用 30万円 葬儀費用 30万円

合計 60万円

### 第2回成年後見セミナー

9月9・10日の2日間、成年後見制度の基礎、後見人としての活動方法などについて110名の方が受講されました。



## 平成29年度 高知市成年後見サポートセンター実績

（平成30年3月末現在）

### 成年後見利用支援

初期相談件数 ……385件

#### 内訳（重複あり）

- 成年後見制度に関する事 ……194件
- 日常生活自立支援事業に関する事 ……180件
- その他 ……92件

### 成年後見活動支援

広報・啓発活動

- 出前講座 ……23件

#### 内訳（対象）

- 地域住民 ……9件
- 保佐類型 ……4件

### 法人後見受任

受任件数 ……12件

#### 内訳

- 後見類型 ……8件
- 保佐類型 ……4件

事業開始以降の延べ件数 ……24件

### 日常生活自立支援事業

契約者数 ……185件

#### 内訳

- 認知症高齢者 ……66件
- 知的障がい者 ……69件
- 精神障がい者 ……31件
- その他 ……19件

事業開始以降の延べ件数 ……457件



## 市民後見人に関すること

### ●市民後見人養成講座の開催

3年ぶりに養成講座を開催します。市民後見人になるための第一歩となる講座です。10月の開催を予定しています。

### ●市民後見人の育成

市民後見人になった後も、センターが後見監督人として市民後見人をバックアップします。

また、研修や勉強会を開催し、市民後見人の活動をフォローアップします。

## 成年後見セミナー

成年後見制度の基本を学ぶ講座です。制度について学びたい方や興味がある方、また福祉や医療の業務に役立てたい方などを対象に開催を予定しています。みなさんのご参加をお待ちしています。

## 相談窓口の充実

判断能力が低下することで起こる困りごとや、将来の不安などについて、センターにご相談ください。ひとりで悩まず、解決できる方法を一緒に考えていきましょう。

## 出前講座

センターの活動を、もっと多くの方に伝えたい！いきいき百歳体操や町内会、地域のサロン、職場の勉強会などにご活用ください。講座を聞いてくださる方と会場をご準備いただければOKです。

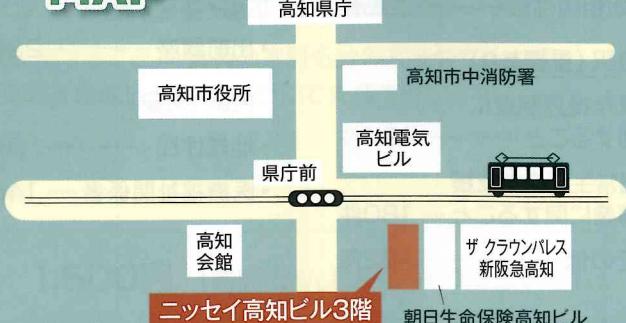
ぜひ、お声かけください！

【編集発行】

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会  
共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター  
〒780-0870  
高知市本町4丁目2番40号 ニッセイ高知ビル3階  
電話:088-856-5539  
FAX:088-856-5549

業務時間 月曜日～金曜日  
8:30～17:30(土日祝、12月29日～1月3日はのぞく)

## MAP



※駐車スペースはございませんので、県庁前地下駐車場をご利用ください。